

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成22年6月4日
【会社名】	株式会社物語コーポレーション
【英訳名】	The Monogatari Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 佳雄
【本店の所在の場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 高山 和永
【最寄りの連絡場所】	愛知県豊橋市西岩田五丁目7番地の11
【電話番号】	0532-63-8001（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部本部長 高山 和永
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 588,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 93,798,000円
	（注）1 募集金額は、会社法上の払込金額（以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。）の総額であり、平成22年5月28日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成22年5月28日（金）現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社大阪証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	160,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成22年6月4日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 本「1 新規発行株式」及び後記「2 株式募集の方法及び条件」に記載の募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、24,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成22年6月14日(月)から平成22年6月17日(木)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	160,000株	588,000,000	294,000,000
計(総発行株式)	160,000株	588,000,000	294,000,000

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成22年5月28日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
未定 （注）1、2 （発行価格等決定日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。）	未定 （注）1、2	未定 （注）1	100株	自 平成22年6月18日（金） 至 平成22年6月21日（月） （注）3	1株につき発行価格と同一の金額	平成22年6月24日（木）

（注）1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成22年6月14日（月）から平成22年6月17日（木）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「2 株式募集の方法及び条件（1）募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.monogatari.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成22年6月11日（金）から平成22年6月17日（木）までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成22年6月14日（月）から平成22年6月17日（木）までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成22年6月14日（月）の場合、申込期間は「自 平成22年6月15日（火）至 平成22年6月16日（水）」

発行価格等決定日が平成22年6月15日（火）の場合、申込期間は「自 平成22年6月16日（水）至 平成22年6月17日（木）」

発行価格等決定日が平成22年6月16日（水）の場合、申込期間は「自 平成22年6月17日（木）至 平成22年6月18日（金）」

発行価格等決定日が平成22年6月17日（木）の場合は上記申込期間のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、平成22年6月25日（金）となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」に記載の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 豊橋支店	愛知県豊橋市駅前大通三丁目63番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	128,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	24,000株	
東海東京証券株式会社	名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	8,000株	
計	-	160,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
588,000,000	15,000,000	573,000,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成22年5月28日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額573,000,000円については、全額を平成22年6月期及び平成23年6月期の新規出店のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	24,000株	93,798,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券キャピタル・マーケット株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、24,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケット株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.monogatari.co.jp/>)(新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成22年5月28日(金)現在の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成22年6月18日(金) 至 平成22年6月21日(月) (注)1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券キャ ピタル・マー ケット株式会 社の本店及び 全国各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日は、平成22年6月25日(金)となります。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 株式会社東京証券取引所への上場について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日（平成22年6月4日）現在、株式会社大阪証券取引所に上場されておりますが、平成22年6月25日（金）に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況を勘案し、24,000株を上限として大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）終了日の翌日から平成22年6月25日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与される予定であります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成22年6月25日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社大阪証券取引所及び株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行う予定であります。

（注）シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成22年6月14日（月）の場合、「平成22年6月17日（木）から平成22年6月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成22年6月15日（火）の場合、「平成22年6月18日（金）から平成22年6月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成22年6月16日（水）の場合、「平成22年6月19日（土）から平成22年6月25日（金）までの間」

発行価格等決定日が平成22年6月17日（木）の場合、「平成22年6月22日（火）から平成22年6月25日（金）までの間」

となります。

3 「1株当たり指標」の遡及修正数値について

当社は、平成19年9月13日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。

そこで、株式会社東京証券取引所の取引参加者代表者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成20年4月2日付東証上会第428号）に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第36期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
	平成17年 6月期	平成18年 6月期	平成19年 6月期	平成20年 6月期	平成21年 6月期
1株当たり純資産額（円）	439.06	392.59	646.57	1,012.80	1,321.37
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（円）	64.83	104.22	140.71	396.11	371.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	-	-	-	372.93	365.83
1株当たり配当額 （内、1株当たり中間配当額）（円）	- （-）	- （-）	16 （-）	40 （-）	45 （20）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク



Storyteller tells the Story

株式会社 物語コーポレーション

Storyteller tells the Story

The Monogatari Corporation

を、

裏表紙に当社ロゴマーク

を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.monogatari.co.jp/>）（以下、「新聞等」という。）において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- ・表紙の次に、「1. 事業の概況」から「4. 店舗の状況」までの内容をカラー印刷したものを記載します。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1. 事業の概況



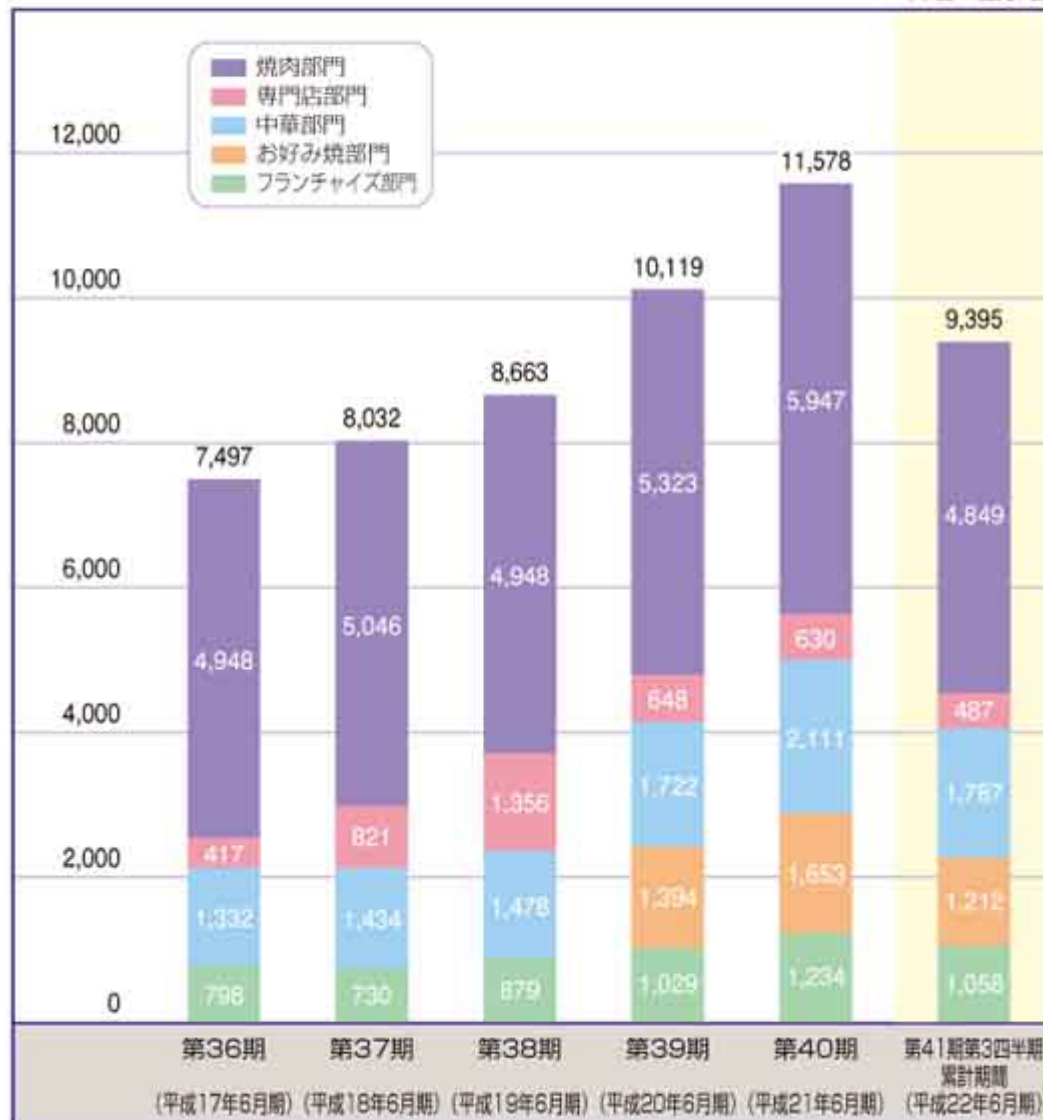
Storyteller tells the Story

The Monogatari Corporation

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業内容としております。

▶ 事業部門別売上高構成

(単位：百万円)



(注) 売上高には消費税等は含まれておりません。

第39期より「大阪梅田お好み焼本舗」の店舗数の増加により、専門店部門より分離し「お好み焼部門」を新設しております。

2. 業績等の推移



Storyteller sells the Story

The Monogatari Corporation

▶主要な経営指標等の推移

回 次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期	第41期(2024年)
決 算 年 月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月	平成20年6月	平成21年6月	平成22年6月
売 上 高 (千円)	7,497,256	8,032,452	8,663,005	10,119,397	11,578,130	9,395,982
経 常 利 益 (千円)	144,363	393,785	528,928	729,845	895,277	709,868
当座(四半期)純利益又は当座純損失(△) (千円)	48,298	△77,749	109,051	420,377	453,844	354,710
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資 本 金 (千円)	172,450	197,650	257,510	407,450	412,700	413,260
発 行 済 株 式 総 数 (株)	248,300	257,300	273,700	1,220,100	1,230,600	1,230,900
純 資 産 額 (千円)	327,061	303,972	531,830	1,236,079	1,626,333	1,919,701
総 資 産 額 (千円)	5,188,024	5,165,591	5,900,943	6,340,159	7,181,968	7,468,204
1株当たり純資産額 (円)	1,317.20	1,177.77	1,939.71	1,012.80	1,321.37	1,559.38
1株当たり配当額 (円)	—	—	50	40	45	25
(内、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(20)	(25)
1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	194.51	△312.66	422.13	396.11	371.61	268.22
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	372.93	365.83	282.89
自己資本比率 (%)	6.3	5.8	8.9	19.4	22.6	25.7
自己資本利益率 (%)	15.9	—	26.1	47.5	31.7	—
株 価 収 益 率 (倍)	—	—	—	4.3	7.2	—
配 当 性 向 (%)	—	—	11.8	10.0	12.1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	494,450	692,184	943,345	1,253,810	514,616
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△273,620	△643,225	△658,854	△772,411	△628,313
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	△33,521	240,510	△146,785	△235,980	67,046
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高 (千円)	—	815,327	1,104,797	1,242,502	1,487,920	1,241,270
従 業 員 数 (名)	246	241	262	300	333	328
(他、平均臨時雇用者数)	(624)	(569)	(708)	(780)	(916)	(1,172)

- (注) 1 当社は、連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
- 2 売上高には消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載していません。
- 4 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第36期においては、新株引受権付社債の新株引受権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。第37期においては、新株予約権及び新株引受権付社債の新株引受権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できません。また、1株当たり当期純損失であるため記載していません。第39期においては、新株予約権及び新株引受権付社債の新株引受権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載していません。
- 5 自己資本利益率については第37期については、当期純損失となったため記載していません。
- 6 第39期以前の株価収益率については、当社株式は非上場であり、株価が把握できませんので記載していません。
- 7 キャッシュ・フロー計算書は第37期から作成しております。
- 8 純資産額の算定に当たり、第37期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
- 9 第37期の当期純損失は主に、固定資産の減損に係る会計基準適用に伴う減損損失の計上等によるものであります。
- 10 第37期及び第38期の財務諸表については、旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第39期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査を受け、第40期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりますが、第38期の財務諸表については、監査を受けておりません。なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。
- 11 当社は平成19年9月13日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。また、平成20年3月25日付で公募増資により132,000株を発行しております。当該株式分割に伴う影響を反映し、過去修正を行った場合の1株当たりの指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第36期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回 次	第36期	第37期	第38期
決 算 年 月	平成17年6月	平成18年6月	平成19年6月
1株当たり純資産額 (円)	439.06	392.59	646.57
1株当たり配当額 (円)	—	—	16
(内、1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	64.83	△104.22	140.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—

売上高



経常利益



純資産額・総資産額



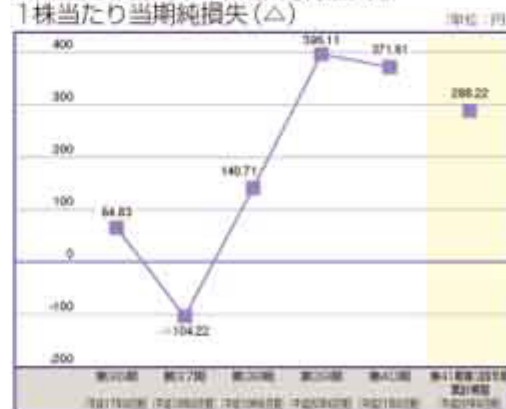
当期(四半期)純利益又は当期純損失(△)



1株当たり純資産額



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)



(注) 当社は平成19年9月13日付で株式1株につき3株の株式分割を行っております。1株当たりの数値につきましては、当該株式分割に伴う影響を加味し、基及修正を行った場合の数値を記載しております。
なお、第36期の数値については、監査法人トーマツの監査を受けておりません。

3. 事業の内容



Storyteller sells the Story

The Monogatari Corporation

当社はレストランチェーンの直営による経営並びにフランチャイズ・チェーン展開を主な事業内容としております。「お客様の心のリラックス」を経営目標に掲げ、お客様の「食」に対する潜在的なニーズを開拓すべく「繁盛開発四原則」を用いて、日々お客様に新しい味、新しい食事をご提供できるよう業態開発に注力しております。

繁盛開発四原則とは、当社の日々の経営の中から生み出された、お客様にご満足いただける料理店開発の原則であります。

- (1) 文化・季節性・土着性・専門性 …………… その時々、土地によって独特なもの
- (2) オリジナリティ …………… 珍しいもの、希少価値
- (3) システム …………… 分かりやすく紹介すること
- (4) 市場性 …………… 手軽にご提供すること

① 焼肉部門

●直営 ■フランチャイズ・チェーン展開

焼肉部門は、平成7年12月に焼肉業態1号店として開店しました「焼肉一番カルビ」を始め、「焼肉一番かるび」・「焼肉キング」・「焼肉きんぐ」の4業態を展開しております。

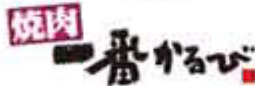
焼肉一番カルビ ●■



ポップなデザインを取り込んだ店舗作り等ファミリー客を獲得するための仕組みを盛り込んだ郊外型大型焼肉店であります。
直営店1店舗、FC店7店舗。



焼肉一番かるび ●■



和風の落ち着いた雰囲気を出しながら、ファミリー層だけでなく、サラリーマンや若者層にも利用していただける業態であります。
直営店14店舗、FC店12店舗。



焼肉キング ●



肉好きの店主が愛する焼肉店というコンセプトであり、当社以外の焼肉業態に比べ、肉の品質を高めるために高単価の商品の品揃えを揃えた業態であります。直営店2店舗。



焼肉きんぐ ●■



当社の焼肉業態で唯一食べ放題(料理を客席でご注文いただける「テーブル」/「イキング方式」)を採用した業態であります。
直営店25店舗、FC店3店舗。



② 専門店部門

●直営

専門店部門は「魚貝三昧げん屋」・「源氏総本店」の2業態を展開しております。

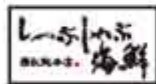
魚貝三昧げん屋 ●



旬の食材や珍しい食材等を仕入れ、食材品質及び調理法にこだわりを持って、法人等の接待・宴会需要まで幅広く対応しております。直営店1店舗。



源氏総本店 ●



しゃぶしゃぶとお刺身等の海鮮料理を組み合わせ、豊富な商品バリエーションを実現した和食ファミリーダイニングであります。法事慶事・忘年会等宴会需要にも対応できます。直営店2店舗。



③ 中華部門

●直営 ■フランチャイズ・チェーン展開

中華部門は「丸源ラーメン」・「二代目丸源」の2業態を展開しております。

丸源ラーメン ●■



ラーメン専門店として看板商品(肉そば)を始め、各種ラーメンを個人からファミリー層まで幅広いお客様にお食事していただける業態であります。
直営店12店舗、FC店39店舗。



二代目丸源



● ■
ラーメン専門店として山盛りのキャベツをトッピングした名物商品「きゅべとん」を始め、各種ラーメンを個人からファミリー層まで幅広いお客様にお食事していただける業態であります。
直営店6店舗、FC店4店舗。



④ お好み焼部門

●直営 ■フランチャイズ・チェーン展開

お好み焼部門は「大阪梅田お好み焼本舗」の1業態を展開しております。

大阪梅田お好み焼本舗



● ■
郷土のだしとかす玉(搦玉)が入ったお好み焼をメインに、もんじゃ焼や鉄板焼メニューも豊富に取り揃え、楽しくお食事をしていただける業態であります。
直営店18店舗、FC店29店舗。



⑤ フランチャイズ部門

焼肉部門、中華部門及びお好み焼部門の業態のうち、以下の業態のフランチャイズ・チェーン展開をしており、ノウハウの提供等の対価としてフランチャイジー及びサブフランチャイジーよりロイヤルティ収入等を得ております。

焼肉部門 : 「焼肉一番カルビ」・「焼肉一番かまび」・「焼肉さんぐ」
中華部門 : 「丸源ラーメン」・「二代目丸源」
お好み焼部門 : 「大阪梅田お好み焼本舗」



4. 店舗の状況



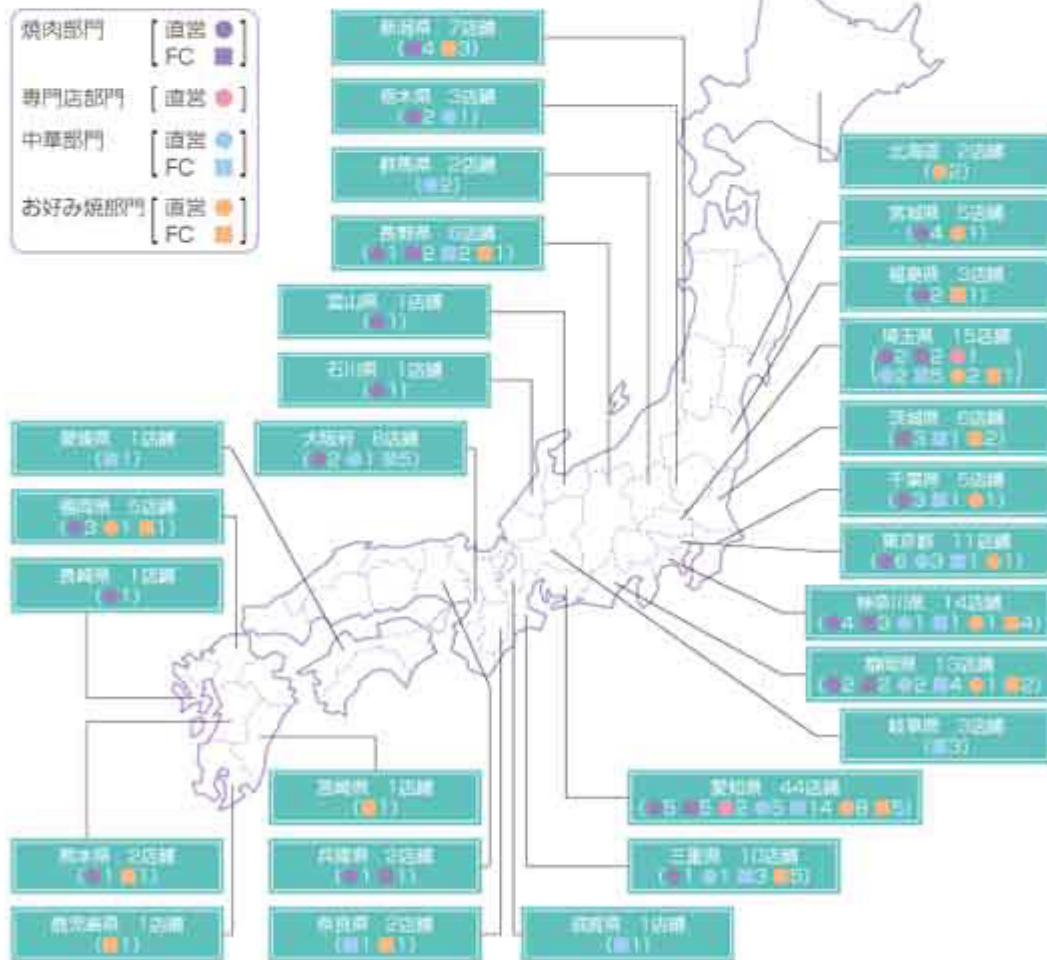
Storyteller sells the Story

The Monogatari Corporation

各業態の店舗数は以下のとおりであります。（平成22年3月31日現在）

部門	業態名	直営	FC
焼肉	焼肉一番カルビ	1	7
	焼肉一番かるび	14	12
	焼肉キング	2	—
	焼肉きんぐ	25	3
専門店	魚貝三昧げん屋	1	—
	源氏総本店	2	—
中華	丸源ラーメン	12	39
	二代目丸源	6	4
お好み焼	大阪梅田お好み焼本舗	18	29
	合計	81	94

（注）FC店舗数には、サブフランチャイジー契約店舗も含まれております。



- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

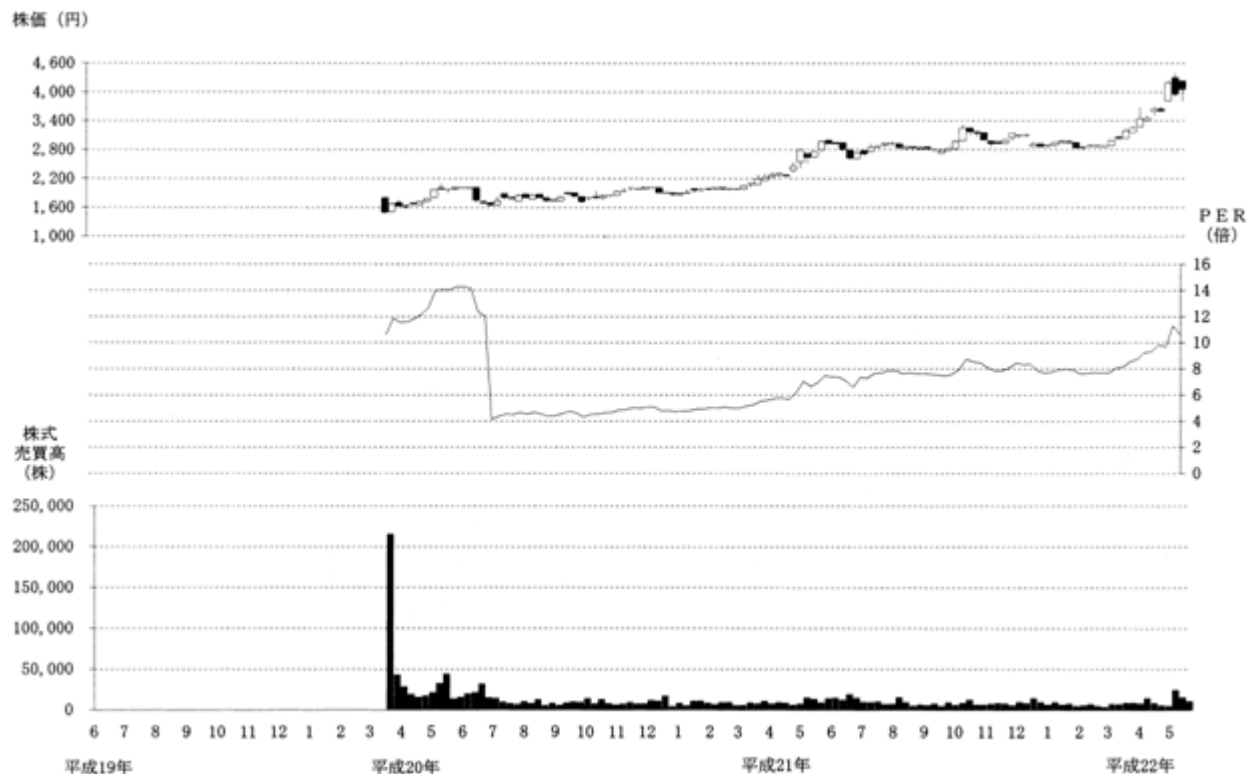
[株価情報等]

1 【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成20年3月26日から平成22年3月31日までの株式会社ジャスダック証券取引所（現株式会社大阪証券取引所）における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）並びに平成22年4月1日から平成22年5月28日までの株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

なお、当社株式は、平成20年3月26日をもって株式会社ジャスダック証券取引所に上場いたしましたので、それ以前の株価、P E R 及び株式売買高について該当事項はありません。

株式会社ジャスダック証券取引所は、平成22年4月1日付で、株式会社大阪証券取引所を存続会社とする吸収合併により株式会社大阪証券取引所に統合されております。



(注) 1 ・株価グラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しています。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しています。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しています。

2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成20年3月26日から平成20年6月30日については、平成20年2月21日提出の有価証券届出書の平成19年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成20年7月1日から平成21年6月30日については、平成20年6月期有価証券報告書の平成20年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成21年7月1日から平成22年5月28日については、平成21年6月期有価証券報告書の平成21年6月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成19年9月13日付1株につき3株の株式分割を考慮しております。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

平成21年12月4日から平成22年5月28日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1【設備計画の変更】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日(平成22年6月4日)現在、以下のとおりとなっております。

事業所名 (所在地)	部門	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力 (客席数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
丸源ラーメン (宮城県仙台市)	中華	店舗設備	79,000	19,603	増資資金及び借入金	平成22年5月	平成22年7月	105
焼肉きんぐ (未定)	焼肉	店舗設備	95,000	-	増資資金及び借入金	平成22年7月	平成22年9月	未定
焼肉きんぐ (未定)	焼肉	店舗設備	95,000	-	増資資金及び借入金	平成22年8月	平成22年10月	未定
焼肉きんぐ (未定)	焼肉	店舗設備	95,000	-	増資資金及び借入金	平成22年8月	平成22年10月	未定
丸源ラーメン (神奈川県川崎市)	中華	店舗設備	92,000	19,300	増資資金及び借入金	平成22年8月	平成22年10月	102
丸源ラーメン (未定)	中華	店舗設備	80,000	-	増資資金及び借入金	平成22年8月	平成22年10月	未定
焼肉きんぐ (未定)	焼肉	店舗設備	95,000	-	増資資金及び借入金	平成22年10月	平成22年12月	未定
焼肉きんぐ (未定)	焼肉	店舗設備	95,000	-	増資資金及び借入金	平成22年11月	平成23年1月	未定
合計	-	-	726,000	38,903	-	-	-	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 上記の金額には、無形固定資産、長期前払費用及び差入保証金を含んでおります。

2【資本金の増減】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載された資本金については、本有価証券届出書提出日(平成22年6月4日)までの間において次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成22年6月4日	12,900	1,243,500	11,781	424,481	4,590	323,515

(注) 新株予約権及び新株引受権の権利行使による増加であります。

3【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書に記載された事業等のリスクについて、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年6月4日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成22年6月4日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第40期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成21年9月25日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第40期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成22年2月8日 東海財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第40期)	自 平成20年7月1日 至 平成21年6月30日	平成22年5月24日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第41期第3四半期)	自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日	平成22年5月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成20年9月25日

株式会社物語コーポレーション
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蛭原 新治

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成19年7月1日から平成20年6月30日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月7日

株式会社物語コーポレーション
取締役会御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蛸原 新治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第40期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年1月1日から平成21年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成20年7月1日から平成21年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成21年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年 9月25日

株式会社物語コーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡 正明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蛭原 新治

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成20年7月1日から平成21年6月30日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社物語コーポレーションの平成21年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社物語コーポレーションが平成21年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月6日

株式会社物語コーポレーション
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡正明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蛸原新治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社物語コーポレーションの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの第41期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年1月1日から平成22年3月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年7月1日から平成22年3月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社物語コーポレーションの平成22年3月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。